



食と農の未来を拓く

第8次厚真町農業振興計画

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

増

補

版

発刊にあたって

厚真町では、農業者と農業関係機関の共通指針として令和3年度に策定した「第8次厚真町農業振興計画」において、「第4次厚真町総合計画改訂版」における目標を基本とし、農業・農村づくりに向けた「人」「食」「システム」「地域」の4つの基本的な事項について、国が進める農業構造改革を見据えながら、本町農業の目指す「活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出」を目指してまいりました。



計画策定直後の令和4年から水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、水田農業を基幹として発展してきた本町農業に大きな影響を与えることが懸念されました。厚真町の農業関係機関・団体・生産者で構成する厚真町農業再生協議会では、見直しに伴う「基本方針」を整理・周知する等の対応を講じるなど、危機感を持ってオール厚真の体制で見直し後の対応に臨んできたところです。

この増補版の計画は、こうした国の水田施策の見直しを始め、国の新しい食料・農業村基本計画と軌を一にし、第8次厚真町農業振興計画の内容を補い、諸情勢に沿い、厚真町の動きと整合性を持った計画として緊急的に策定しました。

令和6年度は「平成30年北海道胆振東部地震」からの農地・農業用施設の復旧も終了し、復興への歩みをまた一歩進める年となりました。今後は、先代から受け継いだ厚真町の豊かな大地が持つ能力を最大限に発揮することができます。第8次厚真町農業振興計画と増補版であるこの計画が示す将来像の実現に向け、農業関係機関を挙げて全力を尽くしてまいります。本町農業が一層の輝きを増し、次代を担う子供たちがその恵みを受け継いでいくためには、生産者・消費者の如何を問わず、町民の皆さん一人ひとりが、それぞれの立場から本町農業のあり方を見つめ、主体的な取組みを進めていくことが重要でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました生産者の皆様をはじめ、農業振興計画策定委員会、農業関係機関各位に対し、心より深く感謝申し上げます。

令和7年3月

厚真町農業振興協議会

会長（厚真町長） 宮坂 尚市朗

発刊にあたって

第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	今後の農業振興方策（増補）	
1	いきいきとした“人づくり”の推進	
(1)	農家後継者や新規参入者の受入体制強化	
①	経営者の右腕確保に向けた支援体制の構築	2
2	安全・安心な“食づくり”の推進	
(1)	土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立	
①	土壌診断に基づく土づくりと肥培管理の徹底	3
②	耕畜連携による堆肥利用の拡大と生産基盤の強化	4
③	収穫量の増加を目指した産学官連携	5
3	生産を強化する“システムづくり”の推進	
(1)	土づくりに向けた施策	
①	みどりの食料システム戦略とゼロカーボンの推進	6
(2)	農業生産基盤整備の推進	
①	水活の交付対象水田維持に向けた新規整備地区の推進と 水田機能の強化	7
(3)	農地の確保と流動化	
①	畑地化を契機とした農地売買の加速と土地改良費負担者の整理	8
(4)	有害鳥獣被害防止対策	
①	エゾシカ等の食肉利用を含めた処理の検討と人とのあつれきの軽減	9
(5)	スマート農業の普及推進	
①	スマート農業による環境負荷低減の推進	10
②	GX（グリーントランスフォーメーション）への取り組み	11
4	農業を通じた豊かな“地域づくり”の推進	
(1)	人・農地プランから地域計画へ	
①	10年先を見据えた地域内農地の維持管理に向けて	12
付 記		13
	第8次厚真町農業振興計画（増補版）策定答申書	
	第8次厚真町農業振興計画（増補版）の策定経過	
	厚真町農業振興計画策定委員会構成	
	厚真町農業振興協議会規程	
	厚真町農業振興計画策定委員会規程	

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

厚真町では、将来にわたって活力と潤いに満ちた魅力ある農業・農村づくりを目指し、厚真町総合計画における農業振興方針を基に、令和4年3月に第8次厚真町農業振興計画を策定し、各種農業振興施策に取り組んでいるところです。

この第8次計画策定期間中の令和3年12月に、国は、水田活用の直接支払交付金の見直し方針（以下、「水活の見直し」と言う。）を決定しましたので、水活の見直し影響を考慮し、引き続き水活の見直しの対応策を検討してまいりました。

令和5年2月には、国の水活の見直しに対応するための「厚真町農業再生協議会の基本方針」を定め、令和5年度以降も、水活交付対象水田の水張り管理、畑地化や基盤整備についての地域協議を進めています。

このため、令和3年度に決定された第8次計画に、水活の見直しを含む国の新たな法令やJAの新たな農業振興計画と整合性を持たせるため「第8次厚真町農業振興計画【増補版】」を策定しました。

2 計画期間

第8次計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

増補版も第8次計画の計画期間に準じることとします。

なお、国内及び国際情勢などの社会経済情勢や技術進歩により、計画の推進に大きな影響がある場合は、情勢の変化に即した新しい施策の検討・見直しなどにより、弾力的に対応していきます。

第2章 今後の農業振興方策（増補）

1 いきいきとした“人づくり”の推進

（1）農家後継者や新規参入者の受入体制強化

第8次計画(p39)の増補

■ 主な取組内容

①経営者の右腕確保に向けた支援体制の構築

本計画においても、農家戸数の減少が続いており、1経営体あたりがカバーする耕作面積は増加の一途をたどっています。中心的経営体の平均耕作面積は20haを超え、100ha近い耕作面積の大規模経営も見られるようになってきました。

経営規模の拡大に伴い、農作業機の大型化など経営経費の増大も課題となっています。

このような状況を想定し、本町では過去に複数戸による法人化を採ったこともありましたが、しかし現在は、農地の耕作条件の改善や担い手対策が一定の効果を発揮し、後継者・新規参入者が継続して就農している状況にあり、個別経営の安定化を進めることが求められています。

そのためには、農業版BCP（事業継続計画）※の考えのように、いかにして経営を継続していくかを想定しておくことが重要となります。1経営体あたりの経営規模が拡大を続ける中であって、突然の経営の中断は、地域全体の農地維持においても大きな影響を与えるためです。

経営者の耕作負担を軽減し、事業の安定的な継続を目指す方策のひとつに、右腕となる人材を育成する考えが挙げられます。

右腕人材の考え方として、①共同経営を行う、②経営を継承する、③のれん分けをして独立する、④複数の経営体の作業サポートをする・・・など様々なケースが考えられます。

経営者の右腕となる人材の育成確保と支援体制の確立に向けて、地域おこし協力隊制度、特定地域づくり事業協同組合制度※やコントラクター組織の支援など、多面的に手法を検討します。

※BCP（事業継続計画）…自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画

※特定地域づくり事業協同組合制度…人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするという制度

■ 重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担（主◎・協力○）					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
農業版BCPの普及	1	◎	◎	◎	◎	○	○
営農支援手法の検討（コントラ組織など）	1	◎	◎	◎	◎	○	○

2 安全・安心な“食づくり”の推進

(1) 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立

第8次計画(p46)の増補

■ 主な取組内容

① 土壌診断に基づく土づくりと肥培管理の徹底

厚真町の土壌は火山放出物未熟土が多く、保肥力が少ない傾向が見られます。

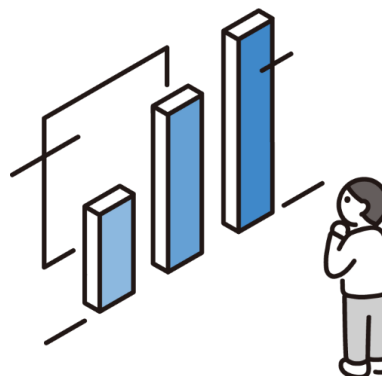
農作物の収量及び品質の向上を図るためには、土壌診断に基づく、適正な施肥設計が不可欠です。

みどりの食料システム戦略を始めとする政策の転換や、国際情勢による燃油・肥料等の生産資材費の高騰など農業経営の見直しを求められる状況が続いています。こうした中で、国内資源を活用した有機物の活用が着目されており、環境負荷の低減に加え、化学肥料を補完する有機肥料として食品残渣由来の余剰有機物の活用などが期待されています。

経営コストを見直すとともに、過剰な肥料投入の抑制と土づくりのために、各農業関係機関の指導に基づく土壌診断の効果的な活用を推進します。

■ 重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
土壌診断結果の適正活用	1	◎	◎	◎		◎	



② 耕畜連携による堆肥利用の拡大と生産基盤の強化

農作物の生産性向上に向けて、堆肥の施用は欠くことができません。土壌の化学性、物理性、生物性を改善し、理想とする土づくりのためにも重要です。

化学肥料の高騰対策や環境負荷低減のためにも有機質資源の有効活用が求められています。畜産農家の家畜排せつ物を堆肥化し、農地へ還元することで有機質成分を補い、地力を向上させることができます。

一方で、堆肥の施用にあたっては、耕種農家の堆肥の確保や散布機の不足といった課題があります。施用しやすく、かつ近隣住民への影響の少ない堆肥形態やコントラ機能の構築等による堆肥施肥作業等の効率化についても検討していく必要があります。

水活の見直しをきっかけに耕種農家は、転作田のブロックローテーションや畑地化後の輪作体系を維持し、より生産性を向上していくことが必要であり、畜産農家も飼料高騰化を受けてデントコーンなどの粗飼料基盤を確保することが必要です。

JA を中心に、耕種・畜産農家の双方の要望の調整を行い、不足する生産資源の流通をコーディネートし、地域資源の循環による生産基盤の強化を推進します。

■ 重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
堆肥の流通推進	1	○	◎	○			
堆肥の散布作業体系の確立	1	○	◎	○			



③収穫量の増加を目指した産学官連携

町内の農作物の収穫量は、生産基盤整備事業等により耕作条件の改善を進めているものの、全道平均と比較して下位にある状況です。

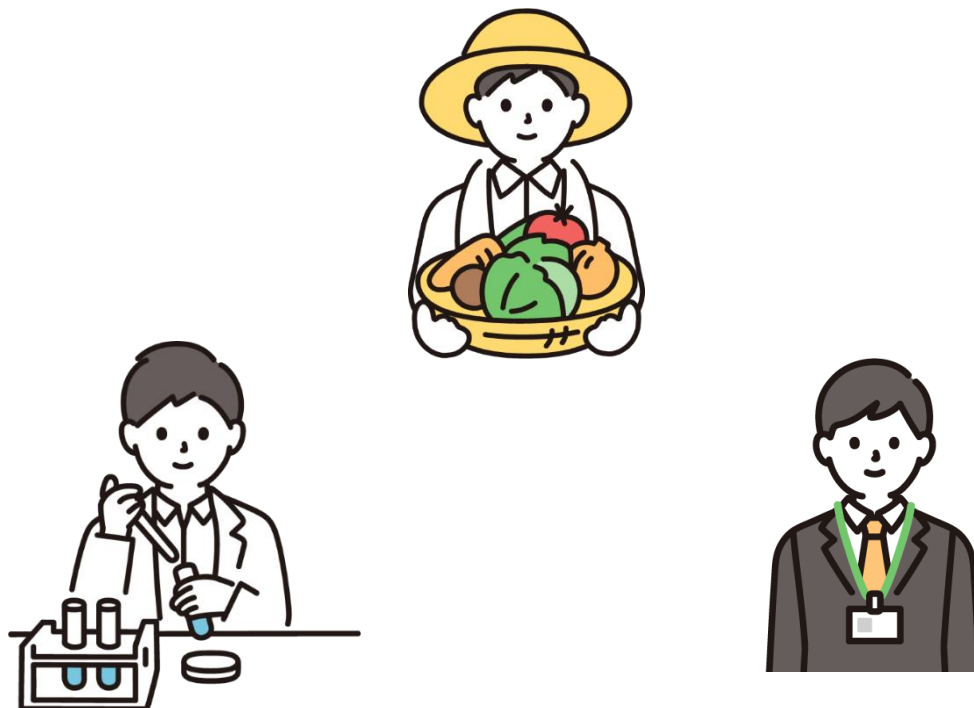
ほ場条件によって、適正な肥培管理技術は多岐に渡りますが、土壌診断、堆肥利用の拡大と並行して、収穫量の増加と品質の向上を目指さなければなりません。

国産の小麦・大豆についても需要が高まっており、国も支援策を打ち出すなど増産に向けた体制が構築されています。水活の見直しにおいても、飼料作物・麦・大豆の生産性向上を図るために、地域ごとの単位収量基準が設けられることとなりました。

JA・普及センターの指導に加え、専門知識を有する研究機関と連携し、本町に適した肥培管理技術の確立に向けた研究と普及を進めます。

■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
大学・研究機関との連携	1	○	◎	◎			
生産技術の普及・指導	1	○	◎	◎			



3 生産を強化する“システムづくり”の推進

(1) 土づくりに向けた施策

第8次計画(p66)の増補

■ 主な取組内容

① みどりの食料システム戦略とゼロカーボンの推進

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動は、世界各国に洪水や干ばつなどの自然災害を頻発させています。

国際的には、2015年パリ協定以降、温暖化に対する目標が共有されました。国内においても、令和2年10月に、2050年までにカーボンニュートラル※を目指すことが宣言されました。農業は温室効果ガスの主要な発生源の一つである一方で、二酸化炭素吸収の可能性を持つ産業でもあります。

北海道は、令和3年3月に北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)「ゼロカーボン北海道」を策定しており、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。スマート農業によるカーボンニュートラルへの貢献や、カーボンオフセット※の考え方によるJ-クレジット制度の考え方も広まってきています。

J-クレジットの対象メニューとして、稲作においては、バイオ炭の活用や中干し期間の延長などが認定されてきています。さらに、環境に配慮した取組を評価する認証制度の創設に向けた動きも始まっており、優位販売につながることを期待されます。

本町は、脱炭素の取り組みにより、持続可能な地域づくりを実現するために、令和4年6月に「ゼロカーボンシティあつま」を宣言しました。

これまでの土壌診断の推進によるクリーン農業への取り組みを踏まえた上で、生産改善につながる手法を探りつつゼロカーボンの実現に向けた取り組み方法について検討を進めます。

※カーボンニュートラル…二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする考え方

※カーボンオフセット…日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

■ 重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
みどりの食料システム戦略の活用検討	1	◎	◎	◎			
ゼロカーボン推進への取り組み	1	◎	◎	○			

■ 計画目標

1. J-クレジットの活用…1メニュー以上の実施を検討

■ 主な取組内容

①水活の交付対象水田維持に向けた新規整備地区の推進と水田機能の強化

平成30年北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた本町の農業インフラは、令和5年度で全ての復旧を終え、令和6年度から全ての水田で作付が再開します。

この間、令和3年11月には国が「水田活用の直接支払交付金の見直し方針」を決定するなど、水田農業が中心である本町も大きな影響を受けることとなりました。

本町では、平成10年から道営ほ場整備事業を実施してきましたが、制度の見直しを始めとする需要の動向に即した農業生産や、経営規模拡大など農業構造の改善を進めるためにも、農業生産基盤の整備はより重要性を増しています。

一方で水田の利用条件によっては、畑地化を進めていくほ場もあります。今後、採択を目指す地区については、地域の土地利用の意向に合わせた整備を推進します。

また、整備事業の実施後の経年劣化により、水田機能の改善・強化が必要なほ場も発生してきています。用排水、畦畔の修繕や田面の不陸整正などを支援し、生産基盤の強化を推進します。

■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
水活交付対象水田の維持に向けた新規整備地区の推進	2	◎	○		○	◎	
基盤整備田等水田機能強化事業の実施	2	◎	○			○	

■ 計画目標

1. 水田地帯としての水張り可能水田の維持・畑地化を除く水田の90%を水張り管理

(3) 農地の確保と流動化

第8次計画(p74)の増補

■ 主な取組内容

① 畑地化を契機とした農地売買の加速と土地改良費負担者の整理

法令に基づく農地のあっせんなどの売買は、年間に20件程度が成立し、担い手農業者への農地の集積が進んでいます。

水活における畑地化促進事業では、交付対象水田の畑地化を選択した場合、耕作者が交付金を受け取る仕組みとなっており、申請にあたっては地権者の同意が求められています。

「水活の見直し」に伴い、本計画期間中に転作田の畑地化を選択する場合について、農地売買に向けた話し合いが加速することが見込まれます。畑地化後は、水活の交付対象外水田となることから、当事者間で話し合いの結果、従来どおりの農地の賃貸料金を継続していくことが難しくなると想定されるためです。

厚真町農業再生協議会では、令和5年3月に水活の見直しに対する基本方針を決定し、畑地化を選択する場合の農地売買についての事例を示しています。合わせて、厚真町農業委員会でも、農地賃貸における土地改良賦課金の負担区分を整理しました。

農地の流動化に対応し、耕作者と地権者双方に対する制度の周知を始め、法令面でも各農業関係機関によるサポートを推進します。

■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
畑地化に伴うあっせん等売買の調整	2	○	○		◎	○	
土地改良賦課金等の負担者の整理	1				○	◎	



■ 主な取組内容

①エゾシカ等の食肉利用を含めた処理の検討と人とのあつれきの軽減

エゾシカ・ヒグマ等の野生鳥獣による農作物被害は増加の一途をたどっており、令和4年度には9,000万円を超える甚大な被害額となりました。

町では、JAとまこまい広域との連携事業によるエゾシカ有害捕獲の推進および、国の鳥獣被害防止対策事業を活用した侵入防止柵の設置や、ヒグマの追い払いなどの被害防止対策を進めています。

特に、エゾシカは全道的に生息頭数が急増しており、厚真町鳥獣被害防止計画で目標としている年間約1,300頭の捕獲をほぼ達成している状況にありますが、被害は収まっていません。

令和3年度からは、くくり罠による農地周辺の捕獲を強化しています。農業者と同様に、町内ハンターの高齢化もさらに進むことから、今後は山間地域での猟銃による捕獲から農地周辺におけるくくり罠による捕獲へ捕獲方法が変化していくことも考えられます。

駆除後のエゾシカについては、どのように処理をしていくのが課題となります。食肉利用を含めた有効活用の期待も高まっていますが、その前段として処理方法の確立が重要ですので、ハンターや地域の意見を踏まえ、処理施設を整備するのか町としての方向性を検討していきます。

また、ヒグマについても人とのあつれきが目立つようになってきており、あつれきの軽減に向けた対策の検討を進めます。

■ 重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
エゾシカ処理施設の整備の方向性検討	1	◎	○				



■ 主な取組内容

①スマート農業による環境負荷低減の推進

町内では、平成28年の RTK 基地局の整備をきっかけに自動操舵技術の導入が大きく進みました。

当初は、労働力の減少に伴う農作業の省力化を目指し技術導入を推進し、その結果 RTK-GNSS による高精度な作業を実現しましたが、近年は、省エネ、農薬・肥料散布量の低減といった環境負荷低減の効果についても着目されています。

町では、各農業関係機関の指導を受け、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したハウス栽培環境管理システムや水田の水管理システムの導入を進めています。

スマート農業は、技術革新により標準化されつつあります。地域性と費用対効果を考えながら生産振興と経営改善に求められる技術を見極め、農家労働力の減少対策に加え、環境負荷の低減に配慮した対策として新たな技術の普及を推進します。

■ 重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
スマート農業による環境負荷低減	1	◎	○	○		○	

■ 計画目標

1. 既に導入されているスマート農業技術の普及・・・水田水管理の省力化実施件数 7件
2. 新たな技術導入支援の検討・・・新たなメニューの導入支援・既存メニューからの切替



②GX(グリーントランスフォーメーション)[※]への取組み

令和4年6月にはGXが「新しい資本主義に向けた計画的な重点投資」の一つに指定され、化石燃料から太陽光発電(垂直型を含む)を始めとするクリーンエネルギーへの転換などを目指すGXへの取組みが始まっています。

本町でも、クリーンエネルギーの導入に向けた動きがありますが、周辺環境へ配慮した適正な導入が求められています。

農業分野においては、土地利用型作物と比較して施設園芸作物にGXの優位性があると考えられます。道内では事例が少ないものの、太陽光利用型の植物工場[※]などが想定されます。

同様にカーボンニュートラルの事例として、町では、新町地区に最先端デジタル技術と木質バイオマス発電機の排熱・CO₂を活用した温室を整備し、令和6年度から民間委託によりイチゴ及びイチゴ苗の生産を開始しています。

野菜生産や育苗施設などの施設栽培とクリーンエネルギーは高い親和性がありますので、農業人口の減少による労働不足の補完策の一つとして、立地条件を加味しながら、民間の力を活かしたGXの導入に向けた方策を探っていきます。

※GX(グリーントランスフォーメーション)…化石燃料に頼らずクリーンなエネルギーへ転換して二酸化炭素の排出量を減らすことを目指し、産業構造や社会のあり方を変革、再構築しようとする取り組み

※植物工場…施設内で光や温度、湿度、二酸化炭素、養分、水分等を制御して栽培を行う施設園芸のうち、生育環境や生育状況をモニタリングしながら、高度な環境制御と生育予測により1年中、季節や気候を問わず計画的に農産物を収穫できる施設

重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
GX(グリーントランスフォーメーション)の導入	1	◎	○	○		○	

計画目標

1. GX 施設の導入・検討・・・ 1 件



4 農業を通じた豊かな“地域づくり”の推進

(1) 人・農地プランから地域計画へ

第8次計画(p81)の増補

■ 主な取組内容

①10年先を見据えた地域内農地の維持管理に向けて

令和5年4月農業経営基盤強化促進法の改定法が施行されました。これまで地域での話し合いにより作成・実行してきた「人・農地プラン」が法定化され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることとなります。

本計画の本冊でも述べているとおり、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。

既に、町内農地の80%以上が担い手農家に集積させている状況ではありますが、地域計画では、さらに一步踏み込んで、地続きの農地の集約化、新規参入者の受入や維持困難農地については保全管理を進めて行くなどの話し合いが重要です。

地域の営農状況は一年ごとに変わっていきます。毎年、土地利用について地域で話し合い地域計画を見直すことがより重要となります。

農業委員の定数も見直しされ、農業委員が不在の地区もありますので、現在 12 地区で設立されている農用地利用改善団体の設立を推進し、地区の農地利用協議の母体とできる体制づくりを目指します。

※農用地利用改善団体

集落等の地縁的なまとまりのある区域で、農用地の効率的・総合的な利用を図るための事業である、農用地利用改善事業の実施主体として、農用地の地権者の3分の2以上が構成員となった団体です。農用地利用規程(活動内容について地域内の合意を取りまとめた文書)を定め、市町村の認定を受けることができます。

農用地利用改善団体は、調整し、農用地利用集積計画の作成を申し出ることができます。

■ 重点項目

内 容	ステージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
継続的な地域計画の見直し	1	◎	◎	○	◎	○	○
地区の意見集約の場としての農用地利用改善団体の設立推進	1	◎	◎	○	◎		

■ 計画目標

1. 地域計画の見直し協議・・・年に1回以上の全体会議開催
2. 農用地利用改善団体の育成・強化・・・新たに2団体以上の設立

付 記

第8次厚真町農業振興計画【増補版】策定答申書

令和7年2月17日

厚真町農業振興協議会
会長 宮坂尚市朗 様

厚真町農業振興計画策定委員会
委員長 畑嶋賢蔵

食と農の未来を拓く ～ 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 ～

第8次 厚真町農業振興計画【増補版】（案）について（答申）

当委員会は、令和5年3月31日付で厚真町農業振興協議会において決定された第8次厚真町農業振興計画【増補版】の策定作業について、現今の農業・農村を取り巻く内外の諸情勢の変化等に鑑み、諸問題を分析・検討の上、本町農業のあり方や推進方向などについて、鋭意協議を進めてきたところであります。

また、この間に策定された「食料・農業・農村基本法」及び「第7次中期総合計画 JAプランⅦ 農業振興計画Ⅶ」との関連性を持った計画としての検討もいたしました。

そうした内容を踏まえ、別紙のとおり『「食」と「農」の未来を拓く ～ 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 ～ 第8次厚真町農業振興計画【増補版】（案）』をとりまとめましたので、答申いたします。

なお、町をはじめ、厚真町農業振興協議会を組織する農業関係機関においては、国の新しい農業改革に対応できるたくましい農業経営の育成・確保をはじめ、本計画達成に向けた施策について、英断をもって推進されるよう強く要望いたします。

○第8次厚真町農業振興計画【増補版】の策定経過

	経 過 概 要	
令和5年 3月31日	農業振興協議会	計画策定の決定、規程の改正
令和5年 4月7日	策定委員会候補者推薦依頼	
令和5年 6月20日	厚真町農業振興協議会会長から 計画策定諮問	
令和5年 6月20日	第1回計画策定委員会・専門部会 合同会議	計画策定担当国会議の構成・ 計画策定方針
令和5年 6月29日	第1回計画策定担当国会議	計画策定担当国会議の構成・ 計画策定方針
令和6年 3月29日	農業振興協議会	計画策定状況の報告
令和6年 6月1日	第1回計画策定担当国会議	計画素案の調整・協議
令和6年 6月29日	第1回計画策定担当国会議	計画素案の調整・協議
令和6年 8月1日	第2回計画策定担当国会議	計画素案の調整・協議
令和6年 9月4日	第2回計画策定委員会	計画素案の調整・協議
令和6年 9月13日	パブリックコメント意見募集開始	
令和6年 10月15日	パブリックコメント意見募集終了	意見提出件数 0 件
令和6年 11月1日	第3回計画策定担当国会議	計画案の調整・協議
令和6年 12月3日	第3回計画策定委員会	計画案の調整・協議
令和7年 2月17日	厚真町農業振興協議会会長へ答申	
令和7年 3月26日	農業振興協議会	第8次計画【増補版】決定

○厚真町農業振興協議会構成

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

役 職	構成団体及び役職名	氏 名	備 考
会 長	厚 真 町 長	宮 坂 尚市朗	
副会長	とまこまい広域農業協同組合 代表理事組合長	堀 弘 幸	
委 員	厚真町議会 議長	渡 部 孝 樹	
委 員	厚真町農業委員会 会長	小 谷 和 宏	
委 員	厚真町土地改良区 理事長	細 川 隆 雄	
委 員	前みなみ北海道農業共済組合 いぶり地区代表理事	日 西 善 博	
委 員	胆振農業改良普及センター 東胆振支所長	菊 池 義 彦	～R5.3.31
委 員	胆振農業改良普及センター 東胆振支所長	佐 藤 元 紀	R5.4.1～
委 員	厚 真 町 副 町 長	西 野 和 博	
委 員	厚真町議会 産業建設常任委員長	下 司 義 之	～R5.3.31
委 員	厚真町議会 産業建設常任委員長	橋 本 豊	R5.4.1～
委 員	厚真町農業委員会 会長職務代理	高 橋 宥 悦	
委 員	とまこまい広域農業協同組合(地区担当理事)	石 橋 公 昭	～R6.11.6
委 員	とまこまい広域農業協同組合(地区担当理事)	堀 田 昌 意	R6.11.7～

○厚真町農業振興計画策定委員会構成（令和５年６月２０日～令和７年３月３１日）

職名	所属団体及び役職名	氏 名	備考
委員長	厚真町新農業者育成協議会	畑嶋 賢蔵	
副委員長	厚真町新農業者育成協議会	河村 敏弘	
委員	JAとまこまい広域青年部厚真支部	畑嶋 宏謙	
委員	〃	高橋 健太	
委員	JAとまこまい広域女性部厚真支部	渡部 美栄子	
委員	〃	西村 雪絵	
委員	JAとまこまい広域米生産振興会厚真支部	早坂 信一	
委員	〃	高橋 清吾	
委員	JAとまこまい広域畑作振興会厚真支部	工藤 英暢	
委員	〃	荒城 一憲	
委員	JAとまこまい広域そ菜園芸連絡協議会	桐木 洋光	
委員	〃	上田 文夫	
委員	厚真町酪農協議会	梅藤 正晴	
委員	〃	村田 久明	
委員	厚真町和牛改良生産組合	浅野 美樹	
委員	〃	村田 尚洋	

厚真町農業振興協議会規程

（設 置）

第1条 本町農業を今後とも着実に発展させるためには、関係機関団体相互の連携協調のもとに、優れた経営感覚と創意あふれる農業者によって、産業として自立し得る農業を確立し、豊かな農村生活の実践と活力ある地域社会を形成する必要がある。このため、本町農業の振興に向けて、総合的な推進を図る厚真町農業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議、決定するものとする。

- (1) 農業振興に関する計画樹立及び推進に関すること。
- (2) 農業経営・生産体制の推進対策に関すること。
- (3) 水田農業の構造改革に関すること。
- (4) 農用地の利用に関すること。
- (5) 地力の維持増進に関すること。
- (6) 農業基盤の整備に関すること。
- (7) 農業経営の改善に関すること。
- (8) 営農技術対策に関すること。
- (9) クリーン農業に関すること。
- (10) 農畜産物の需給調整対策に関すること。
- (11) 農畜産物の流通対策に関すること。
- (12) 地域農業の組織化、システム化に関すること。
- (13) 人材の育成に関すること。
- (14) 農村生活文化に関すること。
- (15) 地域農業の活性化に関すること。
- (16) 各関係機関団体相互の連絡提携に関すること。
- (17) その他地域農業の振興に必要な事項

（組 織）

第3条 協議会は、次の関係機関団体の代表者等を委員として組織する。

- (1) 厚真町
- (2) 厚真町議会
- (3) 厚真町農業委員会
- (4) とまこまい広域農業協同組合
- (5) 厚真町土地改良区
- (6) 北海道農業共済組合いぶり支所
- (7) 胆振農業改良普及センター東胆振支所

2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。

（任 期）

第4条 委員の任期は、それぞれの委員が所属する関係機関団体の職務期間中とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1)会 長 厚真町長

(2)副会長 とまこまい広域農業協同組合代表理事専務

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

(策定委員会)

第7条 第2条第1項第1号に掲げる事項に関し、農業生産者等の意見を聴取する組織を設置することができる。

2 組織の名称は、厚真町農業振興計画策定委員会とし、規程は別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、厚真町産業経済課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償は、委員が所属する関係機関団体がそれぞれ支給する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成8年3月4日	一部改正
平成12年3月22日	一部改正
平成16年3月29日	一部改正
平成19年3月26日	一部改正
平成21年4月3日	一部改正
平成23年12月9日	一部改正
平成26年4月22日	一部改正
平成31年3月29日	一部改正
令和5年3月31日	一部改正

厚真町農業振興計画策定委員会規程

（設置）

第1条 厚真町農業振興協議会（以下「協議会」という。）規程第7条の定めるところにより、本町の農業及び地域振興等に関する農業振興計画を樹立するため、厚真町農業振興計画策定委員会を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、協議会規程第2条第1項第1号に掲げる農業振興計画の樹立に関する事項につき、協議会の諮問に対し、これを審議し答申するものとする。

（組 織）

第3条 委員会は、次の代表者等を委員として組織する。

- (1) 町内農業目的団体 18名
- 2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。
- 3 必要に応じ、町内農業者を加えることができる。
- 4 委員は協議会長が委嘱する。
- 5 第1項第1号の農業目的団体は別に定める。

（部 会）

第4条 委員会に必要な専門部会を置くことができる。
2 部会委員は協議会長が指名する。

（任 期）

第5条 委員会及び部会（以下「委員会等」という。）の委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（役 員）

第6条 委員会等に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- 2 役員は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第7条 委員会等は、必要に応じ、委員長が招集する。
2 委員会等は、原則として委員の過半数の出席により成立する。

（事務局）

第8条 委員会等の事務局は、厚真町産業経済課内に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償は、厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の既定に準じ支給する。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成11年 7月19日 一部改正

平成16年 8 月6日 一部改正

平成21年 4月 3日 一部改正

平成25年12月21日 一部改正

令和 2年 3月26日 一部改正

別表1(第3条第4項関係)

農業目的団体の指定等		
No.	農業目的団体名	委員数
1	JAとまこまい広域青年部厚真支部	2名
2	JAとまこまい女性部厚真支部	2
3	JAとまこまい広域米生産振興会厚真支部	2
4	JAとまこまい広域畑作振興会厚真支部	2
5	厚真町そ菜園芸振興会	2
6	厚真町酪農協議会	2
7	厚真町和牛生産改良組合	2
8	厚真町農業機械銀行	2
9	厚真町新農業者育成協議会	2
計		18

食と農の未来を拓く

 第8次厚真町農業振興計画

増補版

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

発行 厚真町農業振興協議会
(事務局 厚真町産業経済課)